

議第 6 号議案

「共謀罪」の創設に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 3 月 1 6 日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	〃	高	邑朋矢
	〃	笠	原進
	〃	工	藤薫
	〃	芦	野修
	〃	石	島陽子
	〃	小	野大輔

提 案 理 由

「共謀罪」の創設に反対するため、この案を提出する。

「共謀罪」の創設に反対する意見書

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただで犯罪とみなす「共謀罪」法案の国会提出を目指しています。

「共謀罪」は、「刑法の大原則をゆがめ、内心の自由にまで踏み込むもの」として国民的批判を受け、過去3回にわたって国会で廃案にされてきました。「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変えても、違憲立法の本質は何ら変わりありません。

刑法は、心の中で思ったことだけでは処罰せず、それが具体的な結果・被害として現れて初めて処罰対象になるとしています。「既遂」処罰が原則であり、「未遂」は例外、それ以前の「予備」は極めて例外とされ、しかも、「未遂」「予備」とも具体的な「行為」があって初めて犯罪が成立するというのが刑法の大原則です。

ところが「共謀罪」は、具体的な行為がないのに話し合っただけで処罰するところに特徴があり、捜査機関が一般市民の「心の中」に踏み込むことを可能にするものです。その上、どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられています。今でも大分県警・別府警察署による労働組合事務所への監視など不当な捜査が行われていますが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになりかねません。

政府は「テロ対策」を口実にしていますが、「共謀罪」はテロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としています。既に日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、それに基づく国内法も整備されています。政府が「共謀罪」の必要性の根拠としている「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(パレルモ条約)についても、「共謀罪」の立法が義務付けられていないことが国会答弁や日本弁護士連合会などの調査で明らかになっています。しかも、殺人予備罪、内乱予備陰謀罪、凶器準備集合罪など、57の主要重大犯罪については未遂以前に処罰できる制度が既にできており、新たに「共謀罪」を創設する必要性は見当たりません。

よって、国におかれましては、思想・内心を取り締まる違憲立法である「共謀罪」を創設しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年3月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
法務大臣 様